



2023年2月27日

各位

会社名 マブチモーター株式会社
代表者名 代表取締役社長 COO 谷口 真一
(コード番号6592 東証プライム市場)
問合せ先 執行役員 経営企画本部長 渡辺 広昭
(TEL. 047-710-1127)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年2月24日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2023年3月30日開催予定の第82回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)の施行に伴い、上場会社において、定款に定めることによって一定の要件のもと、「場所の定めのない株主総会」の開催が可能になりました。当社といたしましては、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大や天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが株主の皆様の利益にも照らして適切でないと取締役会が判断したときには、「場所の定めのない株主総会」を開催することができるよう、必要な変更を行うものであります。なお、本定款一部変更にあたり、当社は省令要件に該当することについて経済産業大臣及び法務大臣の確認を得ております。
- (2) 取締役会の柔軟な運営を可能とするため、あらかじめ取締役会が定めた取締役が取締役会を招集し、その議長を務めることができるよう、必要な変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(招集の時期) 第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。 (新設)	(招集) 第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。 <u>② 当会社は、感染症拡大や大規模災害の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の</u>

現行定款	変更案
	<u>利益にも照らして適切でない</u> と取締役会が決定した時は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き<u>取締役社長</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>② <u>取締役社長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会が定めた取締役</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>② <u>当該取締役</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>

3. 日程

- | | |
|-------------------------|---------------|
| (1) 定款一部変更のための株主総会開催予定日 | 2023年3月30日(木) |
| (2) 定款一部変更の効力発生予定日 | 2023年3月30日(木) |

以上